

平成21年度 環境技術実証事業検討会（湖沼等水質浄化技術）
ワーキンググループ会合（第1回）内容

平成21年6月25日
実証運営機関 社）日本水環境学会

I. 開催日時：平成21年7月9日（火） 10:00～12:00

II. 開催場所：東京国際フォーラム G501会議室 マップ添付
住所：東京都千代田区丸の内3-5-1
電話：03-5221-9000

III. 議題

1. 御挨拶（星野課長補佐）
2. 出席者御紹介
3. 内容
 - 3.1 実証機関応募申請書の御提案に対する審議
 - 3.2 実証機関としての評価結果
 - 3.3 実証技術の概略説明（分かっている範囲）
4. その他（今後の予定など）

出席予定者

- ・環境省：星野課長補佐ほか3名
- ・検討員：座長 岡田光正教授（広島大学）、今井剛教授（山口大学）、
福島武彦教授（筑波大学）、島谷幸宏教授（九州大学）、
秋葉 道宏部長（保健医療科学院）
- ・申請者：社団法人 埼玉県環境検査研究協会
野口祐司課長、鈴木章様
- ・事務局：星川寛、吉見洋、山本弘美

以上

	種別	氏名	勤務先名	所属
1	環境省	夏井 智毅	総合環境政策局環境研究技術室	調整係長
2	環境省	坂井美穂子	総合環境政策局環境研究技術室	主査
3	環境省	井原 和彦	水・大気環境局水環境課	課長補佐
4	環境省	星野 徹	水・大気環境局水環境課	課長補佐
5	座長	岡田 光正	広島大学大学院工学研究科	教授
6	委員	秋葉 道宏	厚生労働省国立保健医療科学院	水道工学部長
7	委員	今井 剛	山口大学大学院理工学研究科	教授
8	委員	福島 武彦	筑波大学大学院生命環境科学研究科	教授
9	埼玉県	野口 裕司	埼玉県環境検査研究協会	業務課長
10	埼玉県	鈴木 章	埼玉県環境検査研究協会	企画・特命事項担当
11	事務局	星川 寛	(社)日本水環境学会事務局	事務局長
12	事務局	吉見 洋	(社)日本水環境学会事務局	
13	事務局	山本 弘美	(社)日本水環境学会事務局	

実証機関選定の考え方について

「環境技術実証事業」実施要領に従い、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）、独立行政法人、社団法人、財団法人を対象に実証機関を募集することとする。

環境技術実証事業 湖沼等水質浄化技術分野における実証機関の選定に当たっては、以下の各観点に基づいて検討を行うことが必要であると考えられる。

1. 経理的基礎について

【申請書類】

- ・地方公共団体については、本項目に関する書類提出は求めない。

2. 組織・体制について

- ① 本環境技術実証事業における実証機関として、必要な体制が構築できること。
- ② 本事業に関連する各機関・組織において、組織間の具体的な役割分担、責任が明確であること。
- ③ 本事業に関連する各機関・組織において、役割を遂行するのに十分な人員等が確保されていること。

【申請書類】

- ・実証機関としての実施体制（資料1：別添2、2-1～2-5）

3. 技術的能力について

- ① 実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。
- ② 実証試験を実施するために十分な試験設備等が利用可能なこと。
- ③ 実証試験を行う人員は、十分な能力を有していること。
- ④ 想定している実証試験の内容が具体的で、かつ実施可能性が高いこと。

【申請書類】

- ・実証試験の実施体制に関する補足説明資料
（資料1：別添2-1～2-4）
- ・想定している実証試験について（資料1：別添4）

4. 公平性の確保について

- ① 実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成及び実証試験全体の運営において、実証申請者等による運用が差別的になるおそれがないように、実証試験の運用の公平性が保たれること。

- ② 実証申請者の実証試験の申請に係る様式その他の実証試験の申請に必要な情報及びこれらを実証申請者に提供するための手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。
- ③ 職務上知り得た機密の保持手続きが実証申請者等によって異なるおそれがないこと。

【申請書類】

- ・地方公共団体については、本項目に関する書類提出は求めない。

5. 公正性の確保について

- ① 申請実証機関が、実証対象機器の製造事業又は実証対象機器に関する実証申請者からの相談に応じ、助言を行う事業その他業務を行うことにより実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 申請実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。
- ③ 実証試験に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと。

【申請書類】

- ・地方公共団体については、本項目に関する書類提出は求めない。

6. 実証試験の品質管理について

- ① 実証試験要領に定める品質管理を適切に実施すること。

【申請書類】

- ・「実証試験要領 付録0：実証機関において構築することが必要な品質管理システム」を満たすことが確認できる品質マニュアル等の文書（いかなる名称、様式でもよい）。

以上

平成 21 年度環境技術実証事業の実証機関の応募に対する評価シート

応募団体名 社団法人 埼玉県環境検査研究会

評価者

総合評価 (いずれか一つを選択)		a. 実証機関として適切 b. 補足資料の提出が必要 c. 実証機関として不適切		
上記のコメント				
評価項目	参照資料	評価	コメント (特記事項等があればご記入下さい)	
1. 経理的基礎について <評価の視点> (経理的基礎など、総合的に判断)	平成 19 年度 収支計算書総 括表他	a. 実証機関として適切 b. 応募内容の是正が必要 c. 実証機関として不適切		
2. 組織・体制について <評価の視点> 実証機関として必要な体制、役割・責任分 担、十分な人員、受付能力	別添 2 別添 2-1 ～2-5	a. 実証機関として適切 b. 応募内容の是正が必要 c. 実証機関として不適切		
3. 技術的能力について <評価の視点> 実証実験の実施可能性、試験設備、人員の 能力	別添 2-1 ～2-4 別添 4	a. 実証機関として適切 b. 応募内容の是正が必要 c. 実証機関として不適切		
4. 公平性の確保について <評価の視点> (実証申請者等による差別的運用のおそれ など、総合的に判断)	平成 21 年度 役員名簿他	a. 実証機関として適切 b. 応募内容の是正が必要 c. 実証機関として不適切		
5. 公正性の確保について <評価の視点> (実証試験の公正な実施に支障を及ぼすおそ れなど、総合的に判断)	平成 21 年度 役員名簿他	a. 実証機関として適切 b. 応募内容の是正が必要 c. 実証機関として不適切		
6. 実証試験の品質管理について <評価の視点> 品質管理マニュアル、品質管理の体制	総合管理マニ アル	a. 実証機関として適切 b. 応募内容の是正が必要 c. 実証機関として不適切		

